

令和4年 第3回定例会

## 決算審査特別委員会会議録

(令和4年9月15日)

世羅町議会

## 決算審査特別委員会

- 1 日 時 令和4年9月15日 9時00分開議
- 2 場 所 世羅町役場議場
- 3 出席委員 山田睦浩（委員長） 徳光義昭（副委員長）  
高橋公時 上羽場幸男 上本 剛 矢山 武  
向谷伸二 藤井照憲 松尾陽子 久保正道
- 4 委員外議員 米重典子（議長）
- 5 欠席委員 な し
- 6 説明員  
町 長 奥 田 正 和 副 町 長 金 廣 隆 徳  
会 計 課 長 石 ケ 坪 洋 史 総 務 課 長 広 山 幸 治  
財 政 課 長 矢 崎 克 生 企 画 係 長 原 将 記  
デジタル推進係長 原 田 雅 寛 地 域 支 援 係 長 藤 川 道 代  
税 務 課 長 藤 井 博 美 町 民 課 長 道 添 毅  
子育て支援課長 山 名 智 並 健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香  
福 祉 課 長 小 林 英 美 産 業 振 興 課 長 山 口 徹  
商工観光課長 前 川 弘 樹 建 設 課 長 福 本 宏 道  
上下水道課長 和 泉 秀 宣 せ ら に し 支 所 長 山 崎 誠  
教 育 長 松 浦 ゆ う 子 学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一  
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香
- 7 事務局職員 事務局長 黒木康範 主 査 追林威宏  
嘱託書記 貞光有子

(起立・礼・着席)

○委員長 只今の出席委員は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

開会に先立ちご報告申し上げます。本日急な差し支えにより、本委員会の説明員である企画課長が出席できないため、企画課の企画係原係長、デジタル推進係原田係長、地域支援係藤川係長が説明員として出席する旨、通知がありましたので、ご報告いたします。

それでは昨日に引き続き議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について一般会計歳出のうち労働費から予備費までと併せ、財産に関する調書及び基金運用状況報告書までの質疑を行います。

決算書のページ事項別明細書は 107 ページから最後までであります。基金運用状況報告書は別冊となっております。

質疑はありますか。

1 番 高橋公時委員。

○1 番 (高橋公時) 156 ページから土地賃借料工事請負費、賃借料は大田庄歴史館の借り上げだと思えますけれども、工事請負費で新たにリニューアルした分の 1600 万円だと思えます。

歴史館につきましてもその前はトイレをきれいにし、今度はいよいよ歴史館も新たにリニューアルしてと、効果が非常に連動して紅葉もありますし、高野山一体が今年も 1200 年ということで賑やかになっております。すべてと言いますか、一定の整備を終えた効果というものはどうな感じでしょうか。新たな特別展等も開かれていると思えますけれども、工事終わってからの内容をお伺いいたします。

○委員長 社会教育課長。

○社会教育課長 (荻田静香) お答えいたします。昨年度上半期を休館いたしまして、リニューアル工事をさせていただきました。

工事の内容ではなく、その状況ということでよろしいでしょうか。

▼【高橋委員：「併せて」】

工事につきましては、主なものといましては 1 階の空調設備の改

修、女子トイレの1基の洋式化、展示ケース内の照明のLED化等々を行っております。このリニューアルに併せまして1階の展示室は、説明文が多いということのご指摘を兼ねてよりいただいておりますので、展示のリニューアルということで、できるだけそういった部分はポイントをおいたような中身に変えさせていただくとともにQRコードによる説明を、個々が見ていただけるようなことを導入した。それと併せまして収蔵庫の中に入りきらなかったので資料の整理を行わせていただきました。

成果報告書の来館者の人数は当初の1年間を通して来館があったときの人数を目標値としてそのままあげておりますので、47%ということで非常に低い数値になっておるんですが、半期のオープンであったということで設定値を変えるべきかどうかというところで悩んだ末にそのままの数値を挙げておりますので結果としては47%となっておりますが、半期で言えば、目標で言えば90何%の入館をいただいたところでございます。

オープンしてから今年は特に1200年もございますし、昨年オープンしからの紅葉のシーズンということもあり、冬場に向けてのオープンということで心配はしたんですが、半期分にあたる人数についてはご来館をいただけてありがたかったと思っているところでございます。

企画展の内容につきましても、今後も歴史館の運営委員等々の皆様から意見いただきながら数年先までの計画を作っていこうということで、職員、館長含め相談しているところですので、もう1回行ってみたいと思っただけのように企画展の充実も図ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 入館料はアップしてますか、そのままですか。

○委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） 入館料につきましてはそのまま据え置きでやっております。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 10ページの歳入歳出予算の内訳のところでございます。

すが、教育費の不用額が 2200 万円余あります。この不用額というのは当初見積もりと実際の事業執行、これがいかにどのように動いたかというのがわかるのが不用額でございます。したがって執行残というのは当然のお金でございますので、それ以外で主な不用額が発生した理由をお伺いしたいと思います。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えいたします。教育費の中で不用額で主なところで申し上げますと、たとえば小中学校ともにありますのが修学旅行の引率者の補助金であったり、同じく修学旅行の取消料助成事業等があります。これに関わっては、修学旅行が中止になったことを受けて教職員の負担であるのは県費、町費、自己負担の 3 つがあるんですが、そのなかの町費の部分で拝観料、入館料、保険料、企画料等々のキャンセル料に関わってというところがございます。児童生徒に関しても概ね全額負担というところで、飲食料はキャンセル料は入っておりませんでした。そういった負担金というふうになっております。

また不用額で大きいところでは扶助費がございます。小中学校共に準要保護児童の就学援助費に関わってが大きなところがございます。具体的に申し上げますと、小学校では 189 万 3551 円で、扶助費の不用額は 175 万 5182 円となっております。これも小学校であれば 1 泊 2 日の修学旅行はすべて中止と。それからコロナ禍における途中認定の可能性があったため、それをとっていったこと。

中学校におきましても扶助費の不用額は 327 万 1528 円となっております。そういったものも修学旅行の中止、2 泊 3 日というところと、また中学校の 2 年生の 3 中学校のものもとってございました。また同じくコロナ禍における途中認定の可能性、こういったところを受けて不用額が増えているといったところがございます。主なところは以上でございます。

○委員長 7 番 藤井照憲委員。

○7 番（藤井照憲） 修学旅行の中止っていうのは已む得ないと。ただコロナの関係で中止という事業がございます。要はコロナのせいにしても、子ども達が育っていく環境の中で自由に闊達に運動、学びもできると。こういう環境をしっかりと整えていただかないと、コロナだからとい

って後ろに下がってはいいい教育ができないと思いますので、不用額が生じないようにしっかりと取組んでいただきたいと思います。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 委員おっしゃるとおり、コロナだからこれがすべてなくなったということが絶対にならないように、町民の皆様からいただいている税金、1円たりとも公金というところを考えると、代替え案含めて、しっかり子ども達の教育の場を広げられるよう引き続き考えてまいりたいと思っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。144ページ 国際交流費の委託料で人材派遣業務、これは当初予算でしっかり積み増しをされたところでございます。どのような成果が現れてきて、今後どう役立つのか、この辺をご説明願いたいと思います。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えいたします。国際交流、特に人材派遣ということで、JET、ALTというところをお願いしているところでございます。特に昨今の英語教育を鑑みますと、いわゆる書く事、読む事のみならず、話すというところで、アウトプットする力が非常に求められているところでございます。報告書にも挙げさせていただきましたが、その一端として英語検定受検者を増やしていくところもひとつ目標だと考えております。

令和2年から3年にかけて受検者は、令和2年度136名、令和3年度130名ということで顕著に受検率が上がっているわけではございませんが、関心を持っていただいて更なる会話力、アウトプット力を高めていきたいと考えております。またJET、ALTと月1回連携しているところですが、そのなかでこれから国際的には英語検定のみならず、セファール、トーリックなどさまざまな検定がございます。そういったことにも目を向けられるような仕組みを制度設計していきたいと今、研究しているところでございます。

○委員長 5番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） 観光振興費のなかで2点ほどお伺いします。

124ページのなかでここに記載してないものと実際ここに入っているべきものが入ってないということで申し上げておりますが、奨学金返済支援事業というのが当初予算には入っていたと思いますが、これが未記載であるということ。これは従業員の奨学金返済支援制度を設けている中小企業を支援するという事業だったと思いますが、これが未記載であるということと、設備取得奨励金というのがありますが、これが成果のなかの35ページですか、これが活用0ということで記載をされております。このあたりがどのような状況でこのようになったのかご説明願います。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。まず奨学金返済支援事業につきましては、活用がありませんでしたので0でございます。設備取得奨励金についても活用がありませんでしたので0となっております。

○委員長 5番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） ある程度見越したというか、需要があるということで予算計上されていると思うんですけども、それが0というのは問題あると感じますが、その辺はどうでしょうか。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。奨学金返済支援事業につきましては、対象になる事業者につきまして、まず広島県に申請をしていただいて、登録になった事業者、その方につきまして世羅町が追加で支援をするというような事業スキームになっております。ですから令和3年度につきましては、奨学金返済の企業様がなかったというところがございます。

設備取得奨励金につきましては、令和3年度に創設をさせていただいた事業でございますけれども、初年度でございますので、ある程度見込みをしておいたところがございますけれども、活用がなかったというところがございます。

○委員長 5番 向谷伸二委員。

○5番（向谷伸二） 設備取得のほうは500万というそこそこの金額を

挙げられておりますので、しっかり需要を把握した上で、予算計上していただきたいと思えます。

132 ページの下段、住宅管理費のところ住宅用火災警報器設置業務 271 万円、住宅消火器設置業務 54 万円というのがございますが、これの内容をお願いしたいのと、142 ページの上段、教職員ストレスチェック業務というのがございます。これが 1 万 3266 円と金額が少ないのですが、これはなぜこんなに少ないのか。というのが、52 ページには執行部のストレスチェックの業務があります。これは 34 万強計上されております。なぜその差がここまであるのか、疑問に思えますので、その辺の説明をお願いします。

○委員長 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 132 ページについてお答えします。住宅用火災警報器設置業務、それから住宅用消火器設置業務につきましては、住宅の施設管理者であります町が設置義務を負っている設備でございますので、耐用年数がきたために更新したものでございます。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） お答えいたします。142 ページ教職員ストレスチェック業務の金額が少ないのではというご指摘でございますが、これはあくまで教職員の町費負担の方々です。県費負担の教職員については県のほうで行っております。129 名中 116 名が、県費含めてですね、チェックのほうしていただいておりますが、夏季休業中等でもやったりしているの、会計年度任用職員等で数名受けれてない方もいるというのは伺っております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

10 番 久保正道委員。

○10 番（久保正道） 169 ページ、財産に関する調書に関係することですが、福山リサイクル発電、出資金 800 万を出しているわけですが、昨年も質問しましたが、まだ残しておくんだという答弁があったわけですが、福山リサイクルとの付き合いがもうないのではないかと思います。いつまで基金 800 万を醸成しておくのか。

171 ページの世羅町肉用繁殖牛新特別導入事業基金 750 万ですけども、



牛を飼育しておられる方々の意見を時々聞くんですが、借りようと思っても借りれない状況が出てくるんだと。要するに基金の残高少ないために、飼養頭数を増やすことできない状況があるんだということですが、この飼養促進事業の関係の基金の造成増しをする考えはなかったのか。

○委員長 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。169 ページ 福山リサイクル発電株式会社の出資残高 800 万については、福山リサイクル発電、関係市町におきまして R D F の供給及び処理委託に関する契約の関係で令和 5 年度まで出資を続ける必要があるという状況になっております。その後は解体撤去という状況でございますけれども、解体撤去につきましてはまだ具体的金額等示されておられません。その辺につきましては今後示された後に世羅町における応分の負担というものを支払っていく必要があると考えております。

○委員長 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） ご指摘のありました肉用繁殖牛新特別導入事業基金の状況については、農家の方から借りにくい状況、基金が借りたときがない状況があるということをお聞かせされたということでございます。委員ご指摘のように、特に以前そういったご意見があったように聞いております。平成 27 年にそういった意見を踏まえまして、350 万の追加の積み立てを行っております。そういったなかで令和 3 年度末現在で預金として 196 万 2000 円がしとございますので、それ以外が貸し付けている牛でございますが、約 200 万でございます。1 頭が 70 万前後といたしますと、3 頭程度は導入していただける状態にあるということでございます。そのなかでもまだ少ないというご意見がもしお聞きになっているなかで、私の方でもそういった意見を聞くようなことがございましたら、今後の基金の在り方についてはしっかり考えていきたいと思っております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

8 番 松尾陽子委員。

○8 番（松尾陽子） 132 ページの都市計画マスタープラン作成業務というのがあります。当初予算にはなかったので前の年度か何かの継続にな

るのかとは思いますが、これはいつの事業だったのかという事を説明いただけますか。

○委員長 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。令和2年度に計画を策定していたものでございまして、関係機関等との調整に時間を要して、完了が繰越の4月末となったものである。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 168ページ公有財産の土地建物で公共用財産の公営住宅、この項目なんですけど、要は建物は何ら変動がないんですけど、土地が下がっていると。これは何か不用な土地が生じたのかどうかというのを確認させていただきたいと。

その他の普通財産ここで決算年度中の増がみられますけれど、これはどのような財産を取得されたのか。ここをお伺いしたいと思います。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 168ページ財産に関する調書の土地の部分の行政財産の中段あたり、公営住宅の増減高部分でございます。20万7805㎡の減となっておりますが、これにつきましては、公営住宅に係るものではございません。3年度で、昨日ご質問いただいたホテクラ団地の売却をしたところでございますが、その台帳等の整理をしているなかで、ホテクラ団地の区分がこの公営住宅の区分に入っておりますので、そこにつきましてはいったん台帳を整理させていただき、公営住宅の部分から落とし、その他に移し、またそこから売却に伴う削除をしたということで20万㎡余りが削除となっております。なお、公営住宅部分しか見えておりませんのはその他の部分に移し、その㎡数、同数をそのまま売却により削除したということになりますので、その他の部分につきましては数字がこの表では見えてないということになっておりますので、ご承知いただければと思います。

普通財産の土地のその他が増えているということですが、4,991㎡余りが増えているということですが、実際にここにつきましては、3年度中に普通財産として土地購入したとかいうものではございません。

行政財産から普通財産に移し替えたものがございます。それが 8,000 m<sup>2</sup> 余りで、その他普通財産として土地を売却等しておりますので、そういったものが 3,000 m<sup>2</sup> 超ございますので、その差額分が 4,991 m<sup>2</sup> となっているものでございます。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） この調書は1ページに収める必要がないので、しっかりとした区分を入れてもらいたいと思うんです。21町歩という土地はホテクラというのがピンときたんですが、なぜ公営住宅にあるのかと。これはおかしいなと思いながら伺いました。調書としたら適正な項目をたてるように。住民にお知らせする調書ですから、住民にわかりやすい調書にしっかりとわかるように取組んでいただきたいと思います。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 委員ご指摘のとおり台帳自体、町が公表するものについては正確をきさないといけないことは重々承知しております。この台帳整備するにあたりまして、この様式自体は国のものを準拠して作っております。どうしてもかなり町の所有しているものというのは行政財産、普通財産ともに件数かなりございます。合併3町が引き継いで行っている部分もございますので、なかなかすべてを把握していくというところもむずかしい部分もございます。こうして年度年度で移動があった際に、どこの区分に区分されているかというようなことで確認をし、このように移動があれば増減をさしていただいているところでございますが、できる限り正確な台帳作成に努めまして、大きなまちがないようなことで、今後も事務を進めていきたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 171ページの基金に関して何点かお尋ねしたいと思います。

増えているもののなかで、特に減債基金等かなり6000万余り増えております。それから財政調整基金も増えております。特に特別会計に関わる国保、介護保険等もかなりの金額増加をしているわけですが。国保税や介護保険料を徴収してそれで運営をする会計でありますから、どんど

ん基金が増えるというのは問題であるというように思う訳です。これまでも繰り返し申し上げてきましたが、介護給付費準備基金は6000万の積みあげで3億円弱となっておりますが、どのように考えておられるのか。

(15)の過疎地域持続的発展事業基金は一定の目的があるわけですが、どのような活用のために基金を増やしていこうと、どういう財源がこれらになっておるのか。

最初申し上げた減債基金と合わせて4点くらいになりますか、これらの基金についてのそれぞれの基金高についてどういう認識を持っておられるのか。

また財政調整基金につきましては、決算で1億、繰越金を1億9000万ですね、積み上げるということになると、これがまた更にプラスになるのかなというように思うんですが。決算が認定されて、現在の残高より増えるんだらうと。この問題については昨日もお尋ねし、一定の答弁いただいたんですが、やはり、そのときに考え等も既に申し上げておりますが、この基金だけに限らない、まちづくり振興基金についても、財政課長はできるだけ使わないというようなことを繰り返されているわけですが、全部を使えということではないですが、一定額の財政調整基金が必要であるということは十分理解をするわけですが、やはり住民サービス等に応える行政も、自治体としての責任あるわけですから、そこはどのような町政を進めていくかということを考えながら財政状況、基金等判断すべきであるというように私は思うんですが、これらについてお尋ねいたします。

○委員長 財政課長。

○財政課長(矢崎克生) お答えします。(1)財政調整基金については、ここで昨年度1億8300万円あまり増額となっております。この要因につきましては12月に国の補正予算による普通交付税の追加交付が2億円余りありました。その一部、それから主には、昨年6月に2年度の決算が整理できまして、その歳入歳出の差引額から2年度から3年度に繰越した繰越事業の一般財源部分を差し引いた残りの金額が実質収支となりますが、これの2分の1を下回らない額を財政調整基金に積まないとい

けないというふうになっております。これが昨年度は1億4000万を積み立てたものでございます。先程委員が言われた1億9000万につきましては今年度6月に同様の手法によりまして実質収支の2分の1を下回らない額として1億9000万を積み立てたものでございます。

次に(2)減債基金については、ここ10年余り利息以外の動きがなかったものでございますが、これも昨年の12月国の補正予算による普通交付税の追加交付がございまして、このうちの2億円余りの一部が令和3年度に発行します臨時財政対策債の償還財源にのしきという事で、色を付けて用途を決めて交付されたものでございます。これが7900万円余りで、そのうち、ただし、臨時財政対策債をまだ借り入れてない部分は、追加交付によって減額をし、借入済みのものについては減債基金に積み立てて償還が始まったら償還の財源にのしきということになっておりました。12月時点で既に多くの臨時財政対策債のほとんどを借り入れ手続きを行っておりましたので、残る2000万ほど借入をしてないものが残っておりました。その部分を減らした5900万円余りを減債基金に今回積み立てたものでございます。予定としましては、20年償還の3年据置きとしておりますので、3年据置が終り、元金償還が7年度から始まると思われる元金の返済部分にこの5900万円を順次充てていき、なくなるまで使用していきたいと。5900万円部分がなくなるまで充当していきたいと考えております。

(15) 過疎地域持続的発展事業基金については、令和1年度に基金を創設し、過疎対策事業のソフト分を基金に積み立て、今後の過疎計画にございますソフト事業へ充当して活用していこうと考えておるものでございます。目的活用財源ということでございましたので、目的については今後の過疎計画のソフト事業。ただし、財政状況がいい場合には、そこまで崩さなくてもよいかと考えておりますので、財政状況等みながらどういう事業に活用していくかは今後考えていきたいと考えております。

まちづくり振興基金については、平成16年の合併後のまちづくりの振興に充てます事業費の財源として基金を積み立ててその利息、基金を運用して得た果実を毎年まちづくり振興事業の財源として使っていこうということで基金を造成したものでございます。ですから条令には今現在、

基金を取り崩して活用するというような文言はございません。今のところ必要があれば条令改正して取り崩しの条項等設けることは可能と考えておりますが、今のところ令和6年まではまだ建設計画がございます。その期間中は合併特例債が使えますので、その間については特にまちづくり振興基金を取り崩してまでどうこうというところまでは状況的にならないと思います。令和7年以降建設計画が終了した後、今後この基金をどういうふうに使っていくか。今までどおり利息をまちづくりの財源として活用していくのか、それとも何らかの事業に、これは建設計画の趣旨に即した事業となりますが、そういった事業についてこの基金を活用していくのかということは今後において検討していかないといけないというふうに考えております。

○委員長 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） （6）介護給付費準備基金についてお答えいたします。この基金の積み立てにつきましては、次期の介護保険料の軽減に活用するために積み立てを行うものでございます。令和3年度に積み立てました6128万8629円は、令和2年度の決算によりまして介護保険料等の余剰金を基金に積み立てております。また活用としましては次の計画において介護保険料の軽減を図るために取り崩す予定となります。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 世羅町国民健康保険基金についてお答えさせていただきます。令和3年度に積み立てを5000万円いたしました。これは令和2年度からの繰越金1億1684万2000円から精算にかかる必要経費を除いた額約1億円の2分の1を条例に基づき積み立てを行ったものでございます。

国保税率につきましてはコロナ影響を鑑み税率のほうは改正をしておりません。剰余金が生じておりますが、収納率が上がったこと、また県交付金を活用し実施している人間ドックなどの受診が減少したことにより、県交付金でもらえる高収納率を確保した場合に、多額の交付金をいただけるのですがそういったものの活用ができず繰越となったものでございます。

今後人間ドックの実施につきましては独自財源で行っておりますが、

この努力した部分に対し受けられる交付金が今後またずっと受けられるかという保証もございません。そういった場合でも独自に人間ドックなどの健診を引き続き実施ができるように基金に積み立てて保有をしているものでございます。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） これまで繰り返し言っているのですが、まちづくり振興基金については、基金95%借りているわけですから、基金の償還部分については活用ができるんだという説明であったと記憶しておりますが、償還が済んだ現時点で繰り返し、前の答弁と一緒にですが、取り崩すことを今、考えてないということで、必要な事業等については、合併特例債云々ということと言われるわけですが、私は、基金を早急に減額せえということ言うわけじゃない。先程言ったように、有効活用することのほうが厳しい状況のなかで、より住民の願いに応える町政ではないかということで申し上げているので、考え方が変わらないということを確認した程度で終わりますが、財政調整基金にしても、その他の基金にしても適正額を積み上げるということは必要ではありますが、交付税をどういう形で2億円くらいというのを普通交付税が増えるのも、住民へのサービスをする場合に、それに最低限のサービスをする場合に、金が十分あっても交付税を配るということはないわけなので、施策が不足する基準財政需要額に足りないということで、全額は交付税算定されないだろうが、コロナのなかでいろんな施策が求められ、それに加えて物価高騰、燃料も上がるという、これらもまだまだ今の値段で落ち着く状況にはないですね。円安がどんどん進めば輸入品が上がっていくわけですから、更に物価を押し上げていく。一定の節度は必要ですが、できるだけそうした願いに応えるということが今重要な地方自治体の役割、責任だというように思うわけですよ。そのほかの目的基金、それぞれ国保については人間ドック云々と言われますが、どの程度の人間ドックに費用がかかっているか知りませんが、基本的には、最初の質問で申し上げたように、基金に積み上げるのではなく、住民の国民健康保険税の引き下げを最優先にして対応すべきであるというように思うわけでありまして。そういうなかで、現状はこういう格好になっているわけですが、そのこ

とに対してですね、たとえば財政調整基金は、一定額いるんだということを繰り返し言われてはおりますが、今の厳しい財政状況の中でこれで交付税額としては、一定額増額になったので、いいんだという考えですか。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。昨年度ありました12月の普通交付税追加交付についてはあくまでも国の補正予算、経済対策等に伴う臨時的な追加交付です。これが毎年あるということではございませんので、今年度につきましては恐らく昨年度より交付税の額は2億くらい減るのではないかと。国の補正予算で追加交付があれば別ですが、それを見越して、財政運営はできませんので、そういったところは通常の、最低限交付税として受け取れる部分を頭に入れて財政運営をしていくべきだというふうに考えております。

財政調整基金の適切な額を積み上げるということですが、いくら残高を持っていればいいという基準についてはございません。ただ県内の他市町では事例がございましたが、財政調整基金がもう2億か、3億くらいしかなくなっている。市の段階です。2億、3億しかなくなったという状況になってしまうと、これはかなり厳しい財政運営をすることになります。恐らく住民サービス等も抑え、使用料等も値上げをしないといけない状況も生まれてくる可能性もございます。ある程度財政調整基金についてはある程度幅を持たせて持つておかないと、いつ緊急事態、災害、それからこういったコロナなり、物価高騰による対策、今現在はコロナ、物価高騰については国が臨時交付金等で手当てをしていただけますが、いつそれがなくなるかもわかりません。そういったときには今度は単町費で事業を組み立てていかないといけないという時期も訪れるかもしれません。もちろん、今まで財政調整基金についてできるだけ使わず、とにかく貯めていくんだというようなことで運用をしているわけではございません。使うべきときは使い、節約するときには節約する。こういった考え方のもと、予算査定を行い、必要額は取り崩し、今年度も3億9000万円程度、当初予算では取り崩しております。そういったことで必要なものは勿論取り崩して使わないといけないですが、余



裕があれば積み立てを行い、今後の憂いに備えておくということはどうしても必要な部分だと思っております。

まちづくり振興基金につきましては、95%合併特例債を借り入れてその償還し終わった元金の部分については基金を取り崩して使うことができるというふうに言われましたがそのとおりでございます。世羅町のまちづくり振興基金におきましては令和2年度でこの基金の財源とした合併特例債の償還を終えております。理論上は取り崩して使うことは可能ではございますが、その基金条例のほうに現在、取り崩し条項を設けておりません。じゃあ、今すぐに取り崩して使うということにはなりませんので、先程申したとおり、建設計画が終了した7年度以降で、どういった事業に、財政調整基金のように何でもいから使おうかということにはなりませんので、ではどういった事業に使って財源を活用することが有効なのかということも踏まえつつ検討していきたいと考えております。

ちなみにまちづくり振興基金については平成16年の基金設置移行、利息の運用型、要は基金の利息をまちづくりの財源にあてて、基金を取り崩すことなく運用を続けておりますが、利息が3年度では350万、利率が良い時期でありましたら、記憶は定かではありませんが、1000万位は利息があったと思います。これまでかなりの利息を、運用していた利息をまちづくりに充ててきたという実績もございますので、今後もとりあえずはこれまでどおり利息を財源としてまちづくりの振興に充てていきたいというふうに考えております。

○委員長 10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 引き続き基金の関係でお尋ねします。世羅町の中小企業融資運営基金、これは世羅町と各金融機関との協調融資でございますが、2億2000万、これを現下のコロナの状況で需要がどうだったのか。不足していたのではないかというふうな懸念もするわけですが、今後また円安が続いておりまして、商工業者の方の資金繰りもかなり厳しくなっている状況ではないかと思うわけですが。そうしたときに令和3年度の状況を見て、これは決算委員会ですから、それ以上のことをいうのはどうかと思いますが、今後においてこれを造成して積み立てる、基

金を増やすという考えは、過去の決算において反省でどのようなお考えですか。

○委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（前川弘樹） お答えします。世羅町中小企業融資運営基金の状況でございますが、現在最終の積立は2億2000万になっておるところでございますけれども、この基金の状況でございますけれども、現在、この基金を活用しまして、各4つの金融機関で運用していただいておりますが、毎年金融懇談会という中で、融資の限度額であったり、融資期間、融資の利率等ご判断されるようなところでございます。この基金があるがゆえに、金融機関とすれば貸しやすい、事業者とすれば借りやすいというようなことがありまして、非常にいい基金であると考えているところでございます。

今後この基金を活用しての各事業者の利用は令和2年度までは上昇傾向でございましたけれども、令和3年は件数がやや減っているところでございます。金融懇談会あるいは商工会とのご意見を聞く中で、今後、この基金の額の更なる積み増しとかいうことは検討を深めていくことになろうかと思っております。状況を見つつ、この中身については精査をしております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 114ページの国土調査に関して、かなり不用額が381万円あるわけですが、非常に現状を把握しておりませんが、測量面積も少ないし、まだかなり残っておるかと思うんですが、どのような事情で委託料等350万も余るとするのは、それでなくても、2200万ですかね、前に比べたら金額がかなり少なくなっている感じがするんですが、どの程度3年度に済んで、残がどのようになっているのか。1年でも早く終了するということが求められるわけですよ。そこら辺についてお尋ねします。

○委員長 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは114ページ国土調査の関係についてお答えします。こちらの不用額につきましては、令和3年度の事業につ

きましては令和2年度3月に国の補正によりまして事業を行ったものでございまして、繰越により事業を進めたものでございます。繰越した後、に業務委託の入札を行いました結果、入札残によるものでございます。

令和3年度の事業内容につきましては、大字寺町、京丸、堀越の一部、0.9㎏の調査を実施しておりまして、令和3年度末で96.8%調査完了したところでございます。国土調査につきましては国の補助金を最大限活用して事業を今後も進めたいと考えておりますので、国の予算をしっかりとってこられるよう頑張っておりたい。なるべく早くすべての調査が終わるように取組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 令和2年からの繰越金があったというのが、繰越明許費は違うんですか。3年度に面積がどうなっていたか、そのペースでいくとどうなるんですか。約97%ということは、3%が残っているということになるんですが、それで今の実績というか、を予想したらどうなるんですか。

○委員長 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。毎年今のペースでいきますとまだ相当の年数がかかる状況でございますが、先程も申しましたとおり、国の補助金を最大限活用しまして、1日も早く調査が完了するようしっかりと努めていきたいと考えております。

▼【矢山委員：「面積はいくら言うたかね。」】

○建設課長（福本宏道） 0.9㎏でございます。

○委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

無いようでありますので、労働費から基金運営状況報告書までの質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時25分いたします。

休 憩 10時08分

再 開 10時25分

○委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

次に、特別会計の質疑に入りたいと思います。

特別会計につきましては、5会計について、一括して質疑を行います。

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療制度特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、農業集落排水事業特別会計について質疑はありませんか。

1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） 毎年度質疑させていただくんですけども、8ページ国民健康保険、監査意見にもございますように、毎年度収入未済も、これたぶん累計ですかね、1100万円というのは。単年度ではないのかなと思うんですけど、不納欠損も100万円と通年ありますけど、これらについてどのように迅速な処理をして、いかに未済をなくし、欠損にあがらないように努めていかないとならないと思いますけど、その点について伺います。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 国民健康保険の収入未済の状況、不納欠損の状況についてお答えします。まずこの収入未済額についてですが、令和2年度までの滞納繰越額も含んだ数値となっております。

調定と収納額につきましては、決算審査特別委員会資料 32 ページに滞納繰越額についての記載をしております。

現年度過年度課税分、滞納繰越分を含めての令和3年度末の収入未済額につきましては1,159万円余りでございます。令和2年度では1,719万円ございましたので比較しますと△約560万円、率にして32.6%の減少となっております。また、現年度分に限定しますと、令和3年度分収入未済額 260万円、令和2年度分の475万円と比較いたしますと、△215万円、率にして、45.2%の減少となっております。また収納率につきましても、令和3年度現年分は99.19%、前年度の98.54%と比較いたしましても0.65%のアップ。滞納繰越分につきましても令和3年度は40.39%ございます。前年度と比較いたしますと3.89%アップしており、現年度分につきましては3年連続広島県内でトップの収納率となっております。

被保険者の皆様のご理解と、収納担当職員の日々の取組みによりまし

て高い収納率を維持しているところでございます。また令和3年度につきましては短期被保険者証、資格証の交付もございません。健康保険課と税務課で組織いたします「資格証明書等交付審査委員会」におきまして、納付の状況、誓約書の履行の状況など審査する中で、コロナ禍でもございますので、保険証がないために病院の受診ができないことは避けていきたいという認識の中で、短期被保険者証、被保険者資格証の交付解消に努めているところでございます。

国民健康保険は、9期に分けて納めていただくわけなんですけども、1期分、2期分、複数月になりますとよけいに納付がむずかしくなってしまうります。早期に対応することによって被保険者もこちらも早期の収納にいただくよう努めてまいっております。

○委員長 1番 高橋公時委員。

○1番（高橋公時） かなり頑張っておられるのはよくわかります。一例で構いませんけれども、令和3年度で約300万程度の強制執行といたしますか、抑えをされておりますがどういった形で動かされたのか、お伺いいたします。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 差し押さえの状況ということでご説明させていただきます。差し押さえにつきましても、資料32ページに記載しておりますが、令和3年度の差し押さえ件数は75件、看過件数108件、317万円余りでございます。差し押さえに至る状況でございますが、地方税法の督促の規定により、督促状を発ししまして、滞納処分の規定により督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者が完納しない場合には、財産を差し押さえなければならないと規定されておまして、複数の期別が重なってまいらないうちに、1期ずつ確実に納期限内に納付をいただきながら、差し押さえるほうも1期ずつ行っている状況です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 不納欠損なり、収入未済のことで関連することがあるかもわかりませんが、ひとり暮らしの方で子どもさんが近郊の市

町へ住んでおられるけれども、ひとり暮らしで病院、あるいは介護施設へ入所されている方で、たとえばその方が亡くなって、医療費、介護費が滞納になっている場合に、その方の子どもさん方に請求をするという方法はとられているのか。それが収入未済なり、不納欠損になるような事案があるのか、どうか。そこら辺りを私も懸念しておるわけですが、そういった事象はどうでしょうか。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えいたします。基本的には税金は本人、どうしてもものときは配偶者までは話しますが、どちらもご生存の場合子どもさんのほうに直接お話をすることができませんので、子どもさんのほうからご相談があり、親のものをこちらに送ってくださいということがあればですけれども、こちらから積極的にそちらへ送付するということはしておりません。

○委員長 10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 介護保険の関係で不納欠損、あるいは収入未済があるとすれば、先程税務課長の答弁でもありましたが、そのような事案をいかが処理されているのでしょうか。

○委員長 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 介護保険料につきましても税務課のほうで所管しておりますので、同じ取扱いとなっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 国保24ページ 保健事業費の特定健康診査等事業費のなかで、委託料として特定健診等の業務がございますけれども、500万近い不用額が生じております。昨日の質問でも人間ドックの受診率が低いと。なかなかPRしてもなかなか受診率が低いと説明は受けたわけなんですけれど、不用額の発生の理由は受診者が減ったという話なので、どのように解消されるのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。保健事業についての不用額が委託料約510万円発生をしております。特定健康診査、こちら

も含め人間ドック、総合健診全てにおいて受診率がかなり下がってきております。これにつきましては、今後また電話勧奨のほうも再開をいたしました。未受診の方にはそれぞれタイプ別に分けた受診勧奨ハガキも毎年行っておりますが、今年もそれを引き続き実施するとともに、電話勧奨では、具体的にその方々にどういった健診があうか、そういったものを過去のデータを見ながら現在、受診勧奨を進めているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 国保28ページ償還金500万、これはどういう理由でこういうことになっているのか。それから精算に伴うものかもしれませんが。その下の延滞金について7,000円ですが、収入が7,500円、補償、補てん及び賠償金のこれらについてお尋ねします。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。国保会計の28ページの償還金の主なものは令和2年度の特定健診、特定保健指導の実績に基づく償還金でございます。

○委員長 延滞金については。

財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 資料を持ち合わせておりませんので確認して後程お答えをさせていただきたいと思っております。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 保険給付について、18ページ、約3000万円余りの一般被保険者についての給付費が予算に対して少ないという結果になっておるわけですが、見込みも一定の医療の状況をみながら、予算を計上されたというように思うんですが、かなりの割合になるわけですが、これらの主な要因というか、原因について。

それから歳入に関しては、基金への積立があるわけですが、10ページの他会計繰入金の中で、それぞれ収入未済が、わずかと言えはわずかで、5万円、4万円というようにありますが、これらがそれぞれの理由に基づいて後期高齢者や介護保険に伴って負担が必要になってくるんだとい

うように思うわけですが、これらの点はどのように推移をしているか。特に後期高齢者の割合等がかなり負担に影響するんだというのを聞いたことがあるんですが、ここはどのように、今後のことも併せてどういう認識でおられるのか、お尋ねします。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香）お答えいたします。18 ページ保険給付費の不用額約 3000 万円についてでございますが、一般分の療養給付費は、ひと月あたり約 8160 万円を見込んでおりました。受診控えのほうも減ってきましたして、また診療報酬の引き上げもございまして増額をし、実績はひと月あたり、約 8468 万円という状況になりました。この不用額につきましては1件あたり何百万円といった医療費が発生する可能性もございすし、ひと月あたりこの高額療養費などを含めますとひと月約1億円の医療費がかかっております。また令和4年1月、2月の診療報酬はそれまで9000万円前後かかっていたものが7700万円、また7200万円と急激に落ちてきたこともございました。それで3000万円の不用額が生じております。

10 ページの一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金や未就学児の均等割保険税繰入金、職員給与費などの繰入金を実績に基づいて繰り入れております。後期高齢者支援金等の納付金の関係になるのかと思うんですが、後期高齢者医療の4割を若年層の保険者が負担をしております。国保に限らずほかの社会保険や共済なども一緒になっております。こういったものを4割を負担をするため納付金で県のほうに納付をしておりますが、高齢化に伴い、こういった支援金のほうもますます増えてくるものと考えております。納付金を納めるために必要な額を確保するために国保税税率のほうも設定し、適正に賦課してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲）先程の矢山委員に関連するわけなんですけども、保険給付費の療養諸費の3100万円余りの不用額についてでございます。この不用額についてですね、補正予算で6800万補正予算を組んで、3100



万円が不用額。補正予算の組み方がおかしいんじゃないですか。また、高額療養費に関しても370万の補正予算を組みながら、268万円の不用額。この補正予算を組む時の算出根拠、これらが非常に甘いのではないかなと見受けられるんですけど、どのようにしてこの補正予算額を決められているのか、お伺いします。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。療養給付費につきましては、12月補正を行う時点で毎月8600万円、9400万円といった月々の支払いが生じておりました。そのペースで支出を続けていきますと、3月の支払が不足するというところで補正をさせていただいたところです。実際に支払う段階になりまして12月診療分は9000万円という実績でしたが、1月診療分は7700万円、2月診療分が7200万円と、そこで約3000万円減額したというところで不用額が生じたものでございます。

高額療養費につきましても9月支払が1150万円、10月支払いが1425万円、そういった状況が続いておりました。前年度の平均とまた直近の数字をもとに平均などを算出して、今後の見込みを算出しておりましたが、療養給付費と同じく2月、3月の支払いが200万円、300万円ほど落ちてまいりましたので、予算残となっております。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 不用となると。これは仕方ないと言え、仕方ないんですけど、補正予算をわざわざ組みながら不用が出てくる。例えば3月で減額補正すれば、不用額を最小限に抑えることができると。こんなことも考えられるわけなんですけれど、不用額が生じないような事業費の管理をしっかりともらいたいと思います。

○委員長 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。実際の支払いが4月まで続いておるといこともございますので、ぎりぎりの時点まで必要額が算出がむずかしいところではございますが、3月の補正時点でまた直近の数字が出ればその時点で補正をするなどして対応してまいりたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

【「なし」の声あり】

質疑が無いようでありますので、5つの特別会計についての質疑を終わります。

10時52分

つぎに、公営企業会計の（上水道事業・公共下水道事業）の2会計について、一括して質疑を行います。決算書は別冊となっておりますのでよろしくお願ひします。

質疑はありませんか。

2番 上羽場幸男委員。

○2番（上羽場幸男） 6ページ 監査意見書のなかで地方公営企業法の一部改正が行われというところから下水道の上まで。そのところで簡単に言えば、赤字が大きくなっているのに、預貯金が増えていると。この部分のことについてご説明をお願いします。

○委員長 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 監査意見書に対してのご説明をさせていただきます。

まずここで2点の監査意見からの意見のご指摘をいただいていると認識をしております。1点目につきましては、前段で長期前受金が収益化されていないという内容のご指摘と受け止めております。これは、起債償還部分として受け入れた4条予算の関係の一般会計の繰入金について、長期前受金に計上をしているところでございますが、意見書にも書いてありますように、平成26年度から収益化、つまり長期前受金、戻入として整理をするという、帳簿整理ができていなかったというご指摘というふうに理解をしております。

この理由といたしましては、先程申し上げました平成26年度事業年度から会計基準の見直しが行われたところでございます。この見直しによりまして企業債の償還にあてる一般会計の繰入金については長期前受金という科目へいったん整理して、その後資産の減価償却、または企業債の償還に基づいて、長期前受金へ計上したのから順次収益化するという内容の会計基準の改正が行われたところでございます。

現金としての帳簿整理については、繰入金は長期前受金へ帳簿整理をしているため問題はありませんが、会計基準の見直しによって収益化とするという、こういった帳簿整理ができていなかったということでございます。この原因については、現在の会計システム上、この処理に対応することができてなかったというのが原因であると承知しているところでございます。

この対応につきましては、企業団設立に伴い、県から収益化できてないという指摘もありまして、令和4年度において特別利益として収益化計上し、この収益化の整理を行っているところでございます。

次に下段にございます内部留保の預金残高、15億円についての監査意見でございますが、これまでも甲世企業団から現在までの資産形成と事業のなかで確保してきたものと承知しております。この預金保有の目的は将来予定される大規模な機器更新、特にさかえ浄水場の管理システムに約6億円程度かかるのではないかと試算をしているところでございます。さかえ浄水場も運転から25年経過し、機器更新を計画的に行っていないといけないという認識もございますし、またその他の施設等の大規模改修に備える、そういったことの目的でこの資産を保有してきているというふうに認識しております。

併せまして水道ビジョンに掲げる施設の統廃合、これはさかえ浄水場と黒淵浄水場の2つの拠点施設によって、町内での給水事業を行っていくという計画を水道ビジョンに掲げておりますが、これに伴う施設の統廃合、また管路更新等にかかる事業を今後5年の予定でございますが、県企業団移行後に行っていくことになるというふうに考えております。

全体の事業費でございますが、約34億円の事業費がかかるというふうに試算しておりまして、広域化に伴う事業等につきましては国の交付金をこの企業団に参画することで活用することができるということもございます。34億円の事業費のうち、国の交付金活用事業が18億円、交付金活用以外の事業が残りの16億円と試算しており、国の交付金が企業団設立から10年間の間に交付されるという交付金になっておりまして、今後10年間で事業を実施するにあたり、相当額の世羅の給水事業からの持ち出し分というふうな支出が想定されるというところでございまして、

この内部留保した 15 億円を活用し、町からの繰入金をできるだけ抑制し、また計画的な事業執行を早期に行い、将来の施設管理や維持修繕にかかるコスト削減というところにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

4 番 矢山 武委員。

○4 番(矢山 武) 上水道の 29 ページ固定資産の明細書のなかで減価償却をして、現在、44 億円ですか。償還未済額があるのではないかと思うんですが、かなり資産、4 億あまりの 47 億か。償却はしてきているわけですが、今後も、先程説明がありました、さかえ浄水場云々ということになると、それぞれの固定資産の償却年数にそって償却が行われておるんでしょうが、かなりの額の未償却財産が 0 にはならないかもしれません、更新をしなくちゃならんということになるんかというように思うんですが、そこら辺のそれらに伴って、先程来預金云々というようなこともありました、当然、加入団体すべてで経営していくとなると、現在の世羅町の水道料金がどういう状況にあるか知りませんが、かなり水道料金は上がっていくんじゃないかと思うんですが、統合によって経費削減される面はわかりますが、かなりの未償却財産があるなかで、今後の水道運営が今の状況で大丈夫なのか。それからまた先程来持ち出しと言われたんですかね、その部分にあてるんだというようなニュアンスだったかと思うんですが、適正な金額なんかどうなのかというのが一番問題だろうと思うんです。考え方まちがってないように課長は言われたが、そこら辺は長期的に企業会計ですから、安定的な経営ができるということにならないといけないわけで、決算状況十分に把握しておりませんが、収益が 2 億円余りですか、水道料金。それで町の負担が 6000 万位の令和 3 年度で今後、一定額、費用が増えるというのはあるかもしませんが、このままの状況が続くと、かなり今後水道料金だけではなしに、町の負担も増えるんじゃないかと思われるんですが、これらについてお尋ねします。

○委員長 上下水道課長。

○上下水道課長(和泉秀宣) 企業団移行後に伴いまして、料金が上が

る、また町からの負担も上がるのではないかというご質疑と、それから先程の内部留保してきた15億円が適正な金額なのかというご質疑だったと受け止めさせていただきます。

まず料金が上がるのか、また町からの繰入金負担も増えるのかということに関するお答えでございますが、水道企業団につきましては、県及び14市町で構成する組織となっております。この組織の中での水道事業の運営につきましては、それぞれの構成団体、自治体ごとの水道事業を継続していくというふうなことになるように、したがって財政的なものにつきましてもそれぞれ区分をしたような形での事業運営を行っていくことになるというふうに予定をされておるところでございます。したがって全体が一緒になってひとつの財布の中で会計処理をしていくということではなく、世羅町がこれまで行ってきた世羅町の水道事業を実施するために事業運営、また財政運営を行っていくというふうなことになるので、企業団化に参画することによって、そういった財政的部分での、たとえばよそのお金をこっちにとか、世羅町のお金をよそにとか、そういったことはないということになっております。

水道料金についてでございますが、企業団設立にあたり事業計画を策定するなかでそれぞれの持っている資産、また負債等、さまざまなものを財政推計したなかで、10年間につきましては現行の水道料金が確保できるというふうな試算がなされております。10年間と言いますと、先程上羽場委員のご質疑でも申し上げましたように、令和14年度までに国の交付金を活用して、さかえ浄水場、黒淵浄水場から供給するという、2拠点での給水事業を行っていくという事業を順次進めていくというふうなことになると思います。

現在9の浄水場で水を作り、またそれに伴って配水池、また加圧ポンプ所、そういったものの施設を複数有しておりますが、これを2つの拠点の浄水場で水を作り、そして給水区域へ水を供給するというふうなことになると思いますと、これまでかかってきていた各施設の維持管理費、またポンプ、また機械の更新等の費用というのも当然順次縮小してくる。究極的には令和14年度、10年後を目標に2極化して、その他の施設を廃止して、2拠点から水を現在給水している区域へ給水するという流れを

予定をしているところでございます。したがってそれに伴います 10 年間の事業費は 34 億円を想定しておりまして、これについては、町としての持ち出しも必要になってくると思っておりますが、以後につきましては、施設の統廃合等、また管理等の事業の縮小に基づきましてさまざまな部分でのコスト、たとえば人件費、人の配置等も少なくなってくると考えますし、また電気代も少なくなってくることも想定されます。そういったことで、当面の間の 10 年間では事業に対する負担というのは必要になってまいりますので、その部分の負担は増えると思っておりますが、今回広域化にかかる交付金をしっかり活用するなかで、管路の耐震化も併せ持つてしていくという方向性を持っておりますので、以後につきましては、可能な限り、そういった施設に対する投資というか、事業を少なくするように適切な水道事業が運営できるように運営していきたいというふうに考えております。

内部留保してきた 15 億が適正かにつきましては、先程もご説明させていただきましたように、これまでの資産形成と事業のなかで確保してきたという内容でございます。現在の保有する資産に対する、この 15 億円は、適当な金額であると認識しているところでございます。

○委員長 2 番 上羽場幸男委員。

○2 番（上羽場幸男） 先程一定の説明を受けましたけども、まだ納得できてないんですけれども、経常損失が今期だけでいきますと 3300 万円余り、それを計上しておきながら預貯金が増えていっていると。預貯金が昨年よりどの程度増えておりますか。一般の感覚でいきますと、借金しながら貯金するというおかしなことではないかと思うわけですよ。それが適正な処理なのか、どうかということも含めて回答願います。

○委員長 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えいたします。昨年の預金残高でございますが、昨年度の決算書につきまして 14 億 6947 万 388 円となっております。今年度決算時におきます預金残高につきましては、15 億 120 万 777 円という金額となっております。貯金があるのに借金だというご質問だったと思っておりますが、この 15 億円は、単純に余っているお金ということではなく、これには減価償却費にかかる部分、将来にわたって支払

わなければならない内容のものも含んでいるというふうに考えております。したがって、将来の支出、またそういった活動による資金、水道事業、そういった資金がないと事業を行っていくということが、お金がないとできないというふうなこともございますので、そういったことを考えたときには、この残高につきましては適正なものというふうな認識をしております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 公共下水道について、21ページ、減価償却が1億1000万円。先程来減価償却云々ということも言われましたが、ひとつの経費として当然固定資産の償却はしていかないといけないんですが、下水道料金がここをみると2500万位、一方、町の負担6500ですかね。今後もどんどんまだ事業を進めていっているの、増えていくし、そういうなかで、企業債の償還もかなりの額が必要になってくるということで、今後、どんどん増えていくんじゃないかと思います。そこは一定の計画を今の時点でこの程度収入があるが、倍位にはなるだろう。町の持ち出しは3倍位になるということになって、そこは長期的に町が負担をする金額が、この程度は必要だというものは当然、計画どおりにいくかどうかは別にしても、そのことを反対討論の中でも繰り返しきちっとした収支計画を示すべきだということを言ってきたんですが、全く意識的に出されないのか、必要がないという判断をされるのかわかりませんが、現時点の負担で、多少増えるというのならやむを得んというか、物価上がっているの、その範囲で増えるのはいいですが、出発時点に示された収支は非常に甘いのではないかとということを申し上げたんですが、いや、大丈夫、日量3,000tを処理していくという、そのために用地を取得しているわけですね。1基しかないんですから、もう2基造らないといけないんですよ。それを途中で計画変更して、2,000㎡にしてもう10年以上になるのではないですか。合併してどのくらいか経ったときに見直しをしましたよね。神崎地域とか、だいたいあちこちをはずしてそれを今度はいつどのようになったのか、副町長はもうこれで終わるんだというようなニュアンスのことを繰り返し言われましたよ、議会でも。あれだ

けの必要な用地を取得をして、それで 3,000 t の管をして、何年か経ったときにもう少し径を小さくすれば工事費が安くつくんじゃないかと繰り返し言いましたよ。全く、補助金を受けるのに、そういうことはできないということで、それは当然そうでしょう、3,000 m<sup>3</sup>を処理するという許可をもらっているのです。そういうなかで、1,000 m<sup>3</sup>になってもいいのですが、私は出発時点の収支計画があるはずですから、それと現状がどのようになっておって、こういう形で安定的に経営ができるというものを示す必要がある。金額が少ないならいいのですがね。同じようなことを繰り返し言っているのでやめますが、そういう点では減価償却費も今度まだ増えていくというように思いますし、企業債の償還等も 6000 万円ですか。令和 3 年度はね。これらも据え置きが何年あるか知りませんが、今後増えていく。そうすると現在 1 ha、4800 万ですかね。負担金がさらに増えていく。先程申し上げたように、下水道使用料は 2500 万円。そのところをきちんと決算で結果がこうなりましたということでもなしに、こういう経営のなかでどう安定的に維持管理をしていくんだということが必要だと思うんです。広範囲にわたってお尋ねしたんですが、課長としてこうなんだということを書いてもらえればいいんですが、重大な 90 何%の工事が終わって、これをやらないということになれば、それなりの手続きがないといけんじゃないかというように思いますよ。計画区域に入っているものと現在の工事区域はほぼ終わるわけなのでこれらについての決算にあたってのお考えをお尋ねします。

○委員長 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 矢山委員より公共下水道事業についての安定的な経営を目指すというふうな考えのもとに将来的なビジョン、展望を持ったなかでそれに取組むべきというふうな内容でのご質疑をいただいたというふうに受け止めさせていただいております。

まず基本的なことですが、地方公営企業の使命としては公共福祉の増進、また経済性の確保というこの 2 面性を持った事業を行うといったことが原則になってくるというふうに認識しているところでございます。

そのためには、安定的事業運営というものが当然必要になってまいり



ます。併せまして住民生活に必要な公共インフラであり、止めることはできないという、そういった施設でもございます。したがって今後経営的に安定した事業運営というのは当然行っていくというふうなことが必要と認識しているところでございます。将来的な試算、そういったものを示すべきではないかというふうなご質疑もいただいたところでございますが、現在、試算をしたものは持ち合わせておりませんのでここについてはお答えすることができないということでご了承いただきたいと思っております。

今後の動向でございますが、決算書見ていただくとおり、収入によってすべての事業、下水道事業を運営していくための収支につきましては、利用者からの使用料ですべて賄えてないというのは事実でございます。したがって一般会計等の繰り入れ金、また国の補助金等を使いながらそこを補っているというふうなところもございますが、やはり今後の動向として、私どもで認識しているところでございますが、国においては今後は現存する施設の維持管理に重点をおいていくというふうな考えがあるというふうなことをお聞きしているところでございます。昨年度、策定をしております公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、順次計画的な維持修繕を行うというふうなことになってくるものについて、国の交付金等、補助金等が充当されるというふうになるのではないかと考えております。したがって今後止めることができない施設であるということ、より料金収入を上げていくというふうなことが重要であると認識しておりますので、そういった加入促進を行いながら安定した事業の運営、経営を行っていくように、努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） 何回言うても同じことですが、安定的な経営をしていかないといけないという願望みたいなことを聞いているわけではないんです。きちっとこのようにしていけば経営ができるというものを、そりゃ、ここまできて、これを0にするわけにいかないわけなので、最低限進めると言われている当面の事業、最初頃に下水管につないでいただいた人から言うと、相当の年数が経っているわけです。本当に努力を

して加入促進すると言っても、無料ならつなぎましょうということがあるかもしれないですよ。やはりそうじゃないわけですから、およその現状からの接続をいただける見通しというのはあるのではないですか。それなりの努力をこれまでも加入促進と言って何十年も言ってきたじゃないですか。しかし、それぞれの自宅の近くに管を引いていっていても接続率が50%ちょっとくらいじゃないんですか。相当経費がかかっている。管を本管から各家庭へ引っ張っていくのに。3万円や5万円じゃないでしょ。それが努力をしたが已むを得ない。この程度、幾分か増えるというのはわかりますがね、もっと自らが、責任を持って今後の収支をこのようにしていくんだというなかで料金収入を上げないといけないんじゃないか、加入増やすんじゃないと言われてもそういうこと見込めない。見込めると課長は思っているんでしょうが、それだったら、今工事を進めているところであと何個くらい、流入量が限られているわけなので、いくらでも増やせばいいというものでもないですよ。処理能力に応じた流入量でないといけないわけですからね。そこには関係住民にたいへんな迷惑をかけるわけですからね。下水をあてにして企業進出がされているというのはあまり聞いてないですが、事業されている人はそれなりの思いがあるし、自ら処理するのと、公共下水で処理するのはかなり条件が違うわけなので、そういう点では下水処理が必要だというのは十分私も理解しておりますし、必要なものだから、進めさえすればいいんだということにはならんということを繰り返し言っているわけで、大まかな加入見込みと、現時点での流入量からどの程度の処理が可能なのか。そこら辺もきちっと示してくださいよ。そうでないと、残っているのはこれだけですとあって、どんどんどんどんもうわずかでしょうが、進めればいいというものではないということをお願いして質問を終わります。

○委員長 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えいたします。流入量についてでございますが、3年度の年における日平均になります。令和3年度の流入量については、年間の日平均でございますが、1,000 tの処理能力に対しまして、656.2 m<sup>3</sup>という平均の数値が出ております。3年度において公共ますを34個設置し、またそれに対する接続については178という接

続をいただいている状況で、4年度においては、流入量というのは増えてくるというふうな想定を持っているところでございます。

大まかな加入見込みでございますが、今年度世羅中央病院周辺の今東地区の埋設工事を実施しているところでございますが、世羅中央病院の接続も予定されていること。また大田道線、学園通りにかけての函渠を埋設するということになりますので、その周辺の方についても接続していただくようにこの工事に合わせてお願いしていくこととなりますが、最終的に何名の方が接続されということの確定のものを現在持ち合わせておりませんので、具体的な見込をお答えすることはむずかしいところですが、世羅中央病院が接続をしていただくということになれば、水道使用量に比例しての処理量になると認識しておりますので、大体日量、60 m<sup>3</sup>程度の処理というのが世羅中央病院に限り、これは実際に使用されてみないとわからないところでございますが、そういった流量の処理が令和3年度に対して接続後にはプラスになってくるというふうな見込みを持っているところでございます。いずれにいたしましても、処理能力との関係性もございまして、そこらもしっかりと想定をしながら今後の事業運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 久保正道委員。

○10番（久保正道） 矢山委員の質問に対しての答弁を今、聞いたところですが、現在、89.9%の3月末で進捗完成度と認識しているわけですが、これが令和4年度で最終工事年度になるんだろうと思うんですが、先程の説明では計画処理量が1,000 m<sup>3</sup>、現在では656.2 m<sup>3</sup>くらいの日量処理量というふうに答弁されました。世羅中央病院の加入で日量60 m<sup>3</sup>程度となりますと、あと300 m<sup>3</sup>位の余裕があるということで、今後の大田道線の加入率の問題もありますが、9月定例議会で説明を受けたんですが、給食センターの位置が世羅小学校の第2グラウンドということがありました。その汚水処理、生活処理をするとすると、非常に効率的な合併浄化槽を新たに設けることが、しなくていいということになります。そうすると大田道線の延長も考える必要があると思うわけですが、悲しいかな大田道線上に3戸の住宅が建設されておりますが、どの家も合併

浄化槽設置されております。そうすると非常に効率の悪い、加入が見込めない家がつい最近できてきていると。非常に残念ですが、こういったことの計画、決算委員会ですから、3年度までの決算で言えばいいんですが、この事業の効率化を上げるためには再検討する必要があるのではなかろうかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長 この質問の趣旨が決算委員会とはかけ離れているように理解しますが答えられますか。

上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） お答えいたします。令和3年度におきまして栄町2工区、平帽子4工区を実施し、栄町3工区は繰越で4年度実施しておりますが。平帽子4工区につきまして、場所といたしましては、世羅小学校の手綱橋から国道184号に向かっていくところの、あの一帯の埋設工事をいたしました。先程委員ご指摘のとおり、管の工事の完了までに家を新築された家庭等が3件程度ございまして、そのご家庭については管の工事の完了を待つことができないということだったと思うんですが、浄化槽設備を設置されたというふうな状況がございまして。今の事業の計画等につきましては、令和5年度の年度末を完了年度として現在、今東地区世羅中央病院付近の工事を行っているところでございますが、今申し上げられるのは、令和5年度末に向けての工事を着実に推進していき、計画による事業の推進を図ってまいりたいということでございます。

将来的に区域を拡大するかどうかについても、さまざまな状況、要因等を総合的に考えながら、費用の負担、将来的な費用の負担も発生してくると認識しておりますので、そこらも考えながら、今後検討していく課題であるというふうには認識しているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

無いようでありますので、これで「令和3年度全会計の決算審査」の質疑を終わります。

先程国民健康保険事業特別会計のなかで矢山委員質疑の延滞金の答弁が残っておりますので、健康保険課長より答弁をお願いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 国民健康保険特別会計の28ページ延滞金について、健康保険課で把握しているものをお答えさせていただきます。延滞金につきましては26ページに一般被保険者保険税の還付金がございますが、この国保資格を喪失した、遡及して、遡って喪失された方に国保税を還付するというものでございますが、この納付をいただいた保険税に延滞金も納付をいただいている方がいらっしゃいました。そのため、保険税を還付する際に延滞金のほうも還付をしたものでございます。予備費の充用につきましては、返還する月により、還付金にかかる加算金、こちらの計算も額のほうが変わってまいりますので、早期に還付する必要が生じたため予備費の充用という対応をさせていただいたところでございます。

○委員長 それでは、これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 矢山 武委員。

○4番（矢山 武） いろいろお尋ねして、十分に納得のいかん点が多いんですが、町長の概要説明の中で一定の答弁はいただきましたが、3点ばかりお尋ねしたいと思います。

1点目はコロナに関する問題で、町長は感染拡大防止策や町民・事業者の皆様の生活・経済支援等について、国県の事業を活用し、これらの事業では手当てできない、1ページの中段ですが、町独自の事業により行ってきたというように述べておられます。光ファイバも述べられておりますが、これらも多額の経費をかけておるわけですから、本当に有効活用される必要があるわけで、そういう点では、地方創生臨時交付金等の活用でいろんな対応をされ、議会が認めなかった場合もあるし、全員協議会で論議したなかで提案をされなかったようなこともあったんですが、できるだけ予算は限られておるわけですが、安心というか、暮らしを守るといふか、そういう点を100%はできませんが、わずかでもいろんな対策を具体化をする必要があるというように思うわけで、コロナへの検査体制といふか、治療体制等も非常に心配をされる状況のなかで、全体を把握するのではなしに云々ということで、国のほうも保健所の仕

事を少なくする。こういうことを優先して、これで全体の調査をしないと感染状況がどのようになって、熱の出ない陽性者も増えてきておるわけですから、そういう点では今後8波、9波となってきたときに一定の年寄りとか、一定の人については陽性になった場合、自分で検査したぶんが陽性になった場合報告するというようなことがあるようですが、やはりきちっと責任持ってやるという、こちらの対応より経済のほうを優先するということになるろうとしているのかというように思いますが、それでは飲食の営業を短くして、酒も出さないようにすれば感染が抑えられるということでもないわけではあるわけですが、やはり第7波が非常に多い中で町民の不安に応える町政を願っておるところであります。そうしたなかで、先程申し上げましたような経緯もあるわけではありますが、何としましてもやはり安心を図るコロナ対策、またそうした点では町長の方針の中では、国の施策に沿って対応していくというのが基本のようではありますが、私はもう少し医療の問題も、そしてたいへん物価が上がる中で、今後円安の中で更に厳しくなるろうとしているわけですから、こうした取組みが令和3年度で一定にはされておりますが、非常に不十分だというように思いますし、また学校給食等について給食センターの在り方が構想を策定をし、整備実現に引き続き取組んでまいりますというようになっておりますが、建設にあたって、

○委員長 矢山委員、多くの方に質疑をしていただきたいので、完結明瞭にお願いいたします。

○4番（矢山 武） 町がきちんと責任を持って建設事業等について民営を優先するという点に非常に問題があると思うわけですが、これらの考え方、構想についてお尋ねをいたします。

最後に監査委員から多くの指摘をされております。そのなかにはなかなかただちに解決がむずかしいという問題はあるかもしれませんが、指摘をされたことに対して真正面から受け止めて、行政の姿勢を改めるとか、住民の信頼を高めていく。こういうためには、回収に努力をしますとかいうようなことでは私は法的にどのようになっているか知りませんが、10年以上経っているんじゃないかと思うんですがね。なかにはわずかずつ1万円か2万円払われているような状況にあるようではありますが、

こうした点、やはり早期にですね、解決をする具体的な取組みを示す必要がある。未払いのものをもらうようにしますというぐらいならね、格好で、払ってくださいという努力をすればね、解決するようなら、今までに解決しとるですよ。そうでなしにやはりきちんとした対応をして住民理解を得ていく。そういうことがなおざりにされるというようなことになる行政の信頼を損なっていく重要な課題ではないかというように思うわけですが、これらについて町長の考えをお尋ねいたします。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 矢山委員から総括質疑として3点お示しをいただきました。まずコロナ対策の案件でございますが、これにつきましてはコロナ感染者が増加する中で、その対応については、試行錯誤、目の前の見えないそういったウイルスと闘いながら、経済も動かしていくということで、国においてもさまざまな努力をいただいておりますけれども、ただこういった世羅に合ったような支援の在り方、そういったものはなかなか急にお示しできなかつた部分もありまして、さまざまな団体の意見も聞く中で、どういうものがいいのか。また現状では用途を決められたそういった支援の在り方にも国がシフトしています。当時においては生活給付金であったり、国が決められたことに対して、職員のほうでかなり労務のほうも多く発生しました。そういった対策会議も開く中で見えてないものもたくさんございましたが、いろいろ議会のほうでですね、説明もし、いろんなご提案もいただくなかで支援策も考えてきたところでございます。しかしながらすべてが完璧にできたかということ、そういうわけにもいかなかったものもたくさんあるかと思えます。今後においてはこれまでも言っていただくように、ウイズコロナであったり、アフターコロナ、さまざまなものを見据えながら、事業展開をしていく必要があるということで、町としても将来をしっかりと見据えるなかで、さまざまな事業展開を進めていけるように努力してまいりたいと思えます。

また給食に関しては、以前よりいろんな方面から建設について要望もあったわけでございます。特に米飯給食等についての要望ございました。このスタートはもともとは米の消費拡大で持ち弁でいこうという流れであったと思えます。しかしながらそこをさまざまな家庭での食という部

分と、また公の部分で補う給食という部分、そういったものも時代的なものもあります。私がまず給食センターの在り方を考えていく中で、教育委員会等をお願いしたのは食育という流れでございます。いわゆる子ども達の食を教育としてどう捉えて、また地産地消は勿論ですけれども、アレルギー食であったり、今の時代に合った食をどう高めていくかということを議論いただきました。そのなかで給食センター、さまざまな市町が設置を、統合等も含めてされておりますけれども、大きなところのPFIをやられるところは、5,000食、6,000食といった食数で進められております。このたび世羅町の1,200食等ではなかなか運営母体をどう進めていくかというのがなかなかむずかしいと思います。しかしながら民間事業者等においてもさまざまな案をお持ちでございます。特に一番課題となるのが調理員さんの確保でございます。放課後児童クラブ等のことでも説明しましたけれども、そういった労務も、長期休業期間は仕事がなく、そういったときには無給になる部分がございます。年間通じてお仕事をしていただけるようなことも調理員さんがどういうふうに仕事を持っていたかかということ、特に働き方という部分では重要な部分を占めるのかなと思いますし、是非地元雇用をしっかりと進めていただきたいと思っておりますし、とにかく今の子ども達に対して2か所を1つにするという流れはすぐには出てこなかったわけですが、現状はそういう流れで、とにかく合わせて保育所の給食についても現場を見ていただいてわかりますように、調理場所が狭隘で、おやつ云々についてもなかなかむずかしい部分があるというふうに聞いてます。特に、1歳児、2歳児等への食については、現状で作る、特区を作れば別ですけれども、そういった流れを1か所で集中的にやることによって効率的なものにもなるということを考えております。これについては今後新たな提案が起きてまいります。そういったものも議会でしっかりと議論をいただくなかで令和6年の夏には必ず造っていくということをしていかなければならないということになっております。これは合併特例債の流れもありますので是非ともいいものもしっかり早くできるように取組みたいと考えております。

監査の指摘事項、たくさんあるなかで、今までは指摘の中の一部に書



いてあったものを国営開発事業を大きく取り上げて監査報告いただいております。これは委員のほうからもありましたように、そういった夢を見て農業といったもので頑張ろうということで開発をいただき、就農いただきましたが、その経営が成り立たなくなっていたのもこれは行政側にもそういったマネジメントがしっかりできていれば良かったのかなというふうに思います。しかしながらそういうふうに厳しい現状がある中で残ってきてしまっている。こういったものを、これまでの議会でもさまざまに議論がしてきたわけですが、このたびそういうふうに集中的にどうにか対応しろという委員からのいろいろなご指導いただきましたので、担当課としても今後のものをしっかり作っていき、特に滞納されている方としっかり話をしながら、早期にこれが解決できるように前向きにいろいろ取組んでいければと考えているところでございます。

大きくは3点申し述べましたけれども、さまざまに課題はたくさんあるわけですが、そういったところをしっかりと担当課もいろいろ人事異動で変わって内容等熟知してない部分もあるかもしれませんが、しっかりとそこへ取組むように努めてまいりたいと考えております。

○委員長　ここで昼休憩といたします。再開は13時です。

---

休　　憩	12時00分
再　　開	13時00分

---

○委員長　休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

1番　高橋公時委員。

○1番（高橋公時）　令和3年度の一般会計、特別会計、公営企業会計、総括というところで主に一般会計のところにもなってくるかと思っておりますけれども、令和3年度は町長の概要説明にもありましたように、非常に財政調整基金もずっと減ってきておるなか、9年間取り崩すこともなく、2億円の増額と。基金のほうも48億円ということで3億円の増しということでございます。心配していた経常収支比率も90%台を切って86%

と非常に顕著に柔軟な財政になってきたところではあります。財政課長申したように、普通交付税の上増しもあり、またコロナ禍においては2年目を迎えた決算であったと思います。新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金、こうしたものも財政状況のなかに入ってきておりますけれども、令和3年度におけるそうしたコロナ対策の地方創生臨時交付金、さまざまに町としても手立てを打ったところであります。功を奏した政策もあれば、ちょっとこれは見直したほうが良かったかなと顧みる政策もあったかと思っておりますけれども、町長、この新型コロナウイルスの対策支援、各商工事業者に行き届いたと思っております。足りたところ、足りなかったところ、反省するところがあればお伺いいたします。

○委員長 町長。

○町長（奥田正和） 委員申されますように、財政的には国の下支えがあつて、こういうふうに取り崩しをせずに済んだというところは、これまでの財政状況、毎年大きなものは6億から4億くらい取り崩さねばならない状況下にありました。特に平成30年の災害時においては緊急事態ということで取り崩しも行って、災害復旧に努めてきたところでございます。その後にもまた大きな災害というか、コロナでございまして。これも災害だと思っております。さまざまに努力はしようとはしましたけれども、委員おっしゃられるように、功を奏すような、なかなかものが組めなかったのはあつたと思っております。ただこれは手探り状態でございまして、委員が言われるように、さまざまな支援の策はもっと講じることができたのかなとは思っております。ただ対象者等の状況はつかめない状況ありました。当初は飲食業に関してのことばかりでございまして、どういうふうに経済を進めていくかということで、委員が失敗と言われるペイペイも、次のときには町内事業者に限るといふような委員からのご指摘をいただくなかで前に進めてきたところでございまして。やはり見直すところもあり、議会等にさまざま相談をさせていただくなかで取りやめた事業もあつたということもございまして。しかしながら今後においてどういうふうに進めていくかということ、だんだん4年度に入つて見えてきているものもありますし、燃料高騰等に関するところでございまして。やはりやってみなければわからなかったということは反省もあつたと思っております。

ども、同様に誰もが不安という部分があります。ただ不安を払しょくするためとにかく感染者を増やさないこと、またたとえ感染されても重篤化しないこと、ワクチン接種等についてもいろいろとお願いをしてきた1年でございました。町としてもできる限りやろうとは思いますが、なかなか見えなかった部分があり、令和3年度の事業展開をみて、新年度、なおさら委員からもたくさん言われますように、今度令和5年度の予算を組むときのしっかりとした参考になろうものと思っております。

○委員長 ほかには質疑ありませんか。

7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 同じように、令和3年度の決算をみさせていただいて、新型コロナウイルス感染症対策、これに追われた暗闇の中を手探りで進むような、こんな決算になったような気がいたします。

昨年度の決算概要の内容、今年度の決算概要の内容、私は決算概要の文言、もう少し担当課の心を込めたやり方があったんじゃないかなと思うんです。皆さんもお気づきと思うんですけれど、自分が決算概要のところを書いた、去年のコピーと同じじゃないですか。去年より超えてないんです。ここが大きな課題と感じております。コピーを繰り返す、こういう行政をやっていたら、町民の幸福度、満足度、こういったところにはなかなか伝わらないような気がいたします。これからは限られた財源を目一杯効果的に発揮して、自治体間競争、こういった戦国時代でもあるわけなんです。こういったところを乗り越えていくには、やはり人材の育成が大切だと思うんです。決算審査を通じて我々はたくさんの提言、ご意見、こういったものを皆様にお伝えしたところでございます。これらの問題も真摯に捉えていただきながら、人材を磨き上げていただきたいと思うわけです。やはりトップのぶれない方向と、職員の研鑽とがボトムアップされていくといい成果が生まれるものと考えております。そこで町の人材育成についてご意見を伺いたいと思います。

○委員長 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。委員ご指摘のとおり、決算概要等の中身につきまして、前年度を踏襲した表現のままとなっている部分がございますことにつきましては、真摯に受け止めてまずはお詫

びを申し上げたいと思います。

当課所掌の部分についても数値等の訂正に気を取られ、丁寧な年度中での対応等の表現がなされていなかったものと受け止めさせていただきます。同じ数値ではございまして内容につきましては丁寧な説明を行ってまいるように心がけたいと思います。

職員の研鑽についてご指摘をいただきました。現在世羅町の職員においては勤続年数に応じて広島県総合研修センターの開催されます研修に初任者、中堅、若手、監督、管理者と7つの段階で該当の年次に応じて順次研修を受けることといたしております。また私ども管理者においても特別講習等がございまして、受講させていただけるところでございます。こういった機会に触れて、委員ご指摘いただきました職員の資質向上という点でございすけれども、動機づけを図ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 副町長。

○副町長(金廣隆徳) 続きまして私よりお答えをさせていただきます。このたび委員よりご指摘いただいたところでございまして、総務課長からお答えしたところもございす。総体的に見ましても議決いただいた予算がどのように私ども執行部が執行し、その結果、効果についてしっかりとご審議をいただきご意見、ご提言をいただいたところでもございす。財政状況も好転のきざしがみえておるところでもございすけれども、これに油断することなく、また一方におきましては実質収支比率については3%から5%が理想という形でございす。現在4.8%推移をしておりますが、このひとつの目安をしっかりと堅持しつつ、これは町が高く留保することなく、いただいたものをしっかりとお返しをしていくということがを望まれておるところでもあると認識をしているところでございす。

大きくご指摘いただきました前例踏襲型の事務にならぬよう、その前例を現在の事務の状況にきちんと照査をして、どのように今、物事が変わっているかということをしつかりと点検しなければならないというご示唆をいただいたところでございす。魂が入ったしっかりとした訴え方、そして職員ひとりひとりが代表して私どもがこちらで答弁をさせて

いただくところでございますが、職員がそれぞれにその気概を持って取り組んでまいりたいと存じます。

○委員長 7番 藤井照憲委員。

○7番（藤井照憲） 今、副町長からたいへんご丁寧な答弁いただいたところなんです、それに加えてもう1点お伺いしたいと思うんです。財政の硬直化とか、弾力性、これらは経常収支比率で表されております。今回は地方交付税の増額があったということで、86.7%、7.3ポイントも改善された、ということでございます。しかしですね、この地方交付税の増額、これは一時的なものだと、または臨時的なものだと、このように捉えております。そうしますと、財政運営の厳しさというのは今後も変わらない。一時の改善が長続きはしない。となってくると、先程も町民の幸福度、満足度という言い方をさせていただきましたけども、同じように自由に使える財源と、こういったものを非常に丁寧に大切に使わないと、町民にお返しができないんですよ。その点について、たとえば今回も13.3%という自由に使える金が生じたわけなんです。これらにおいて将来的に経常収支比率の厳しい中で、余裕のある残った一般財源、ここの使い道の考え方。将来にわたってどうするのかというところをお伺いしたいと思います。

○委員長 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） お答えいたします。まず、今回令和3年度におきまして経常収支比率、これが2年度の94%から3年度は86.7%と、7.3ポイント改善した要因でございますが、委員ご指摘のとおり、普通交付税の増額があったこと、それから各種事業におきましてコロナの臨時交付金で毎年行っている部分を交付金を充てて事業実施してきたこと。それらが大きく影響しているかと思えます。普通交付税の増額があったということになりますと経常収支比率で言います分母である標準財政規模が大きくなります。このたびは分子であります経常経費の一般財源に充当する一般財源自体も若干少なくなっておりますので、総体的に比率自体が改善する方向に向いていたというようなことで、これが今後ずっと続くかと言いますと、私のほうとしてはあくまでこれは3年度限りのことだと認識をしております。交付税自体は今年度では増額があるか

と言いますと、今のところでは全くわかりませんし、財源更正等もどうなるかというの、随時補正をしながらどうなっていくかというのを検討していくようなことになっていくかと思えます。

令和4年度におきましてはこの86.7%程度の比率を維持できるかと言いますと、逆に分母のほうはまだ小さくなっていく可能性もございますので、また90%程度、またそれ以上になるという可能性もぬぐいきれませんし、来年度以降においてもそのような状況で、財源的に決して余裕があるというような状況が見えているというようなことにはなっていないというふうに認識しております。また財政調整基金の面からみますと、3年度当初におきましては2億3600万円、4年度の当初におきましては3億6300万円を取り崩して当初予算を編成しているところでございます。ということは、これだけ予算を組むには財源が足りないよという状況です。理想的には財政調整基金を取り崩さず、その年の収入で、その年の経費を賄うというのが一番の理想だと思います。ただこの厳しい状況の中ですね、少しでも取り崩さないといけないというのはやむを得ないとして、取り崩すにしてもどうしても使わないといけないというものには出し渋りはせず、ただ節約するところにはちゃんと節約して、総体的に取り崩しの額を抑えることによって財政運営の安定の基盤となる財政調整基金を維持することで今後の財政運営の健全化を図って、健全な財政運営に努め、委員がおっしゃられます住民の満足度、幸福度を上げるような住民サービスの向上に向けて今後も取組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長 ほかには質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

無いようでありますので、これで総括質疑を終わります。

ここで 暫時休憩といたします。

説明員の方にはありがとうございました。ここでご退席されて結構でございます。

暫時休憩 13時18分

再開 13時20分

-----

【審査意見・採決】

○委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これから、採決に入りたいと思いますが、何かご意見はありませんか。  
附帯意見についてのご意見でございます。

（「附帯意見をつけたほうがいいのでは」という意見あり）

（「賛成」の声あり）

ただ今、附帯意見をつけたほうがいいというご意見がございましたが  
その他の方から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それではお諮りいたします。

附帯意見を付すことにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

異議なしと認めます。附帯意見を付すことといたします。

附帯意見の内容を整理いたしますので、ここで13時40分まで休憩と  
いたします。

-----

休 憩 13時20分

再 開 13時40分

-----

○委員長 休憩を閉じて会議を再開します。

休憩前に付帯意見を附すことが決定されました。  3  項目の「附  
帯意見」（案）を配付いたしましたので、事務局長より朗読をさせます。

○事務局長（黒木康範） それではお手元の附帯意見をご確認ください。

令和3年度決算審査附帯意見

- （1）歳入において収入未済額、不納欠損額が依然として見られる。納税  
や負担金などの公平公正を図るために、これまで以上の収納に努め  
られたい。
- （2）せら香遊ランドに関する指摘事項は、速やかに対処されたい。
- （3）決算審査の過程において指摘した事項については、十分留意し公平  
公正な執行に努められたい。

○委員長 ただいま朗読したとおり、 3  項目の「附帯意見」を付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声 )

ご異議なしと認めます。したがって、 3  項目の「附帯意見」を付することに決定しました。

なお、採決の結果が不認定となった場合には附帯意見を付すことができませんので、ご了承ください。

これより採決に入りますが、採決に先立つ討論は、委員会では省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声 )

異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 42 号 令和 3 年度世羅町一般会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 43 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 43 号 令和 3 年度世羅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。



これより採決いたします。

議案第 44 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 44 号 令和 3 年度世羅町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 45 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数 であります。

したがって、議案第 45 号 令和 3 年度世羅町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 46 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 46 号 令和 3 年度世羅町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 47 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 47 号 令和 3 年度世羅町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員 であります。

したがって、議案第 48 号 令和 3 年度世羅町上水道事業会計決算認定については 認定すべきものと決定されました。

これより採決いたします。

議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定について、「認定することに賛成の方」の起立を求めます。

(賛成多数)

賛成多数 であります。

したがって、議案第 49 号 令和 3 年度世羅町公共下水道事業会計決算認定については 認定すべきものと決定されました。

以上で、本委員会に付託されました事件の審議は全て議了いたしました。

委員長報告については、委員長にご一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

これをもって、本委員会を「閉会」いたします。

---

閉 会 1 3 時 4 5 分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

決算審査特別委員会委員長

\_\_\_\_\_